



知立市まちづくり委員会の運営に関する協定書

知立市まちづくり委員会（以下「委員会」という。）は、まちづくりに関する様々な課題について、市民の視点から意見を述べ、提言を行なうため、知立市まちづくり委員会の運営に関する協定書（以下「協定書」という。）を次のとおり知立市（以下「市」という。）と結びます。

第1 目的

この協定書は、まちづくり委員会の運営にあたり、委員会と市との関係や役割分担、相互協力の内容などについてのルールを定めることを目的とします。

第2 委員会の運営に関する原則

- 1 意見の集約にあたっては、委員全員の合意を原則とします。ただし、可否決定が必要な場合等やむを得ない場合には、出席者の過半数の賛成をもって結論とします。
- 2 前項にかかわらず、可否同数の場合及び複数の選択肢がある場合には、これを併記するものとします。
- 3 委員会の開催日時、場所等については、委員の都合をあらかじめ確認の上、委員会が決定するものとします。

第3 会議情報の公開

- 1 委員会の会議は、全て公開を原則とします。
- 2 委員会は、会議情報の公開にあたっては、個人のプライバシーに関わる情報の保護について十分に配慮するものとします。

第4 委員会の責務

委員会の運営にあたっては、次のルールに従い、自由活発な議論を行います。

- (1) 委員会は、自主的な会議運営を行います。
- (2) 委員会は、委員相互の自由な発言を尊重するとともに、発言者の公平性に配慮します。
- (3) 意見の集約にあたっては、実現可能な提言づくりを目指します。
- (4) 意見の集約にあたっては、幅広い市民の意見の反映に努めるものとします。

第5 市の役割

市は、会場の確保及び資料の準備等、委員会の自発的かつ効率的な運営を支援するものとします。

第6 市長の責務

市長は、委員会が作成した提言内容を最大限に尊重し、その内容を市の施策等に反映するよう努めるとともに、対応について委員会へ報告するものとします。

第7 意見調整

委員会と市とは、円滑な会議運営を図るため、お互いの立場を理解、尊重して協議を進め、意見調整を重ねながら、より高い成果を目指します。

第8 その他

委員会の運営にあたって、新たな協定事項が必要になった場合は、委員会と市とが合意の上、本協定に加えるものとします。

平成17年8月2日

知立市まちづくり委員会